

～給与支払報告書(個人別明細書)の記入について～ 主な注意点

【①住所・個人番号・氏名】

給与の支払いを受ける方、対象となる年の翌年1月1日現在の居住地を本人に確認し、番地・方書(アパート名等)まで記入してください。
また、**個人番号**・フリガナ・氏名も記入してください。

【②給与所得控除後の金額(調整控除後)】

年末調整を行った受給者の給与所得控除後の額を記入してください。行っていない場合は空白にしてください。

【③摘要欄】

■普通徴収該当者

普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する場合は、普通徴収切替理由を記入してください(記号・略語可)。ただし、乙欄・退職の方は、該当欄に記入することで摘要欄を省略できます。

■ 定額減税控除額

年調所得税額から実際に控除した定額減税額がある場合は「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円」、控除しなかった金額を「控除外額〇〇円(ない場合は0円)」と記入してください。

また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を減税額の計算に含めた場合は、「**非控除対象配偶者減税有**」と記載してください。

■前職分

年末調整をした方の中で、他の支払者の給与等を合算している場合は、必ずその支払者と所在地・給与支払金額・社会保険料等の金額・源泉徴収税額を記入してください。

■5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族

氏名の前にはカッコ書きの数字を記入し、⑥で記入する個人番号との対応関係が分かるように記入してください。

16歳未満の扶養親族者の場合には、氏名の後に“(年少)”と記入してください。

※上記のマイナンバーは⑥の欄に記載してください。

■租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける方
免除対象額と該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を記載してください。

【④基礎控除の額など】

■基礎控除の額

基礎控除申告書から転記してください。

■所得金額調整控除額

適用がある場合は額を記入してください。

6		区		市		町		村		番		号		区		
給与支払報告書(個人別明細書)		住所	高梁市松原通2043										①			
			(受給者番号)												0000000000000000	
			(個人番号)												0000000000000000	
			(役職名)												氏名	
				タカハシ タロウ										高梁 太郎		
				種別										給与		
				支払金額										5,000.000		
				所得控除後の金額										3,460.000		
				所得控除の額の合計額										2,312.276		
				源泉徴収税額										58.500		
				源泉徴収対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の有無等		
				控除対象扶養親族の人数										16歳未満扶養親族の人数		
				障害者の数(本人を除く。)										非居住者である親族の数		
				特定										老人		
				その他										その他		
				有										有		
				60,000										1		
				社会保険料等の金額										877.276		
				生命保険料の金額										110.000		
				地震保険料の控除額										35.000		
				住宅借入金等特別控除の額												
				(摘要)										源泉徴収時所得税減税控除済額: 〇〇円 控除外額: 〇〇円		
				前職: 株〇〇商事 所在地: 高梁市〇〇町 支払金額: 1,578,600円										③		
				社会保険料: 104,860円 源泉徴収税額: 61,045円												
				生命保険料の金額の内訳										70,000		
				旧生命保険料の金額										140,000		
				介護医療保険料の金額										10,000		
				新個人年金保険料の金額										36,000		
				旧個人年金保険料の金額										120,000		
				住宅借入金等特別控除(1回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(2回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(3回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(4回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(5回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(6回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(7回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(8回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(9回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(10回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(11回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(12回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(13回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(14回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(15回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(16回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(17回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(18回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(19回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(20回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(21回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(22回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(23回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(24回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(25回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(26回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(27回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(28回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(29回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(30回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(31回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(32回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(33回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(34回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(35回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(36回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(37回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(38回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(39回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(40回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(41回目)										居住開始年月日		
				住宅借入金等特別控除(42回目)										居住開始年月日		

【⑤控除対象扶養親族など】

控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のフリガナ・氏名・**個人番号**を記入してください。

【⑥5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】

上段には「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」を、下段には「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」を記入してください。

いずれの場合にも、個人番号の前に③で記入したカッコ書きの数字を記入し、氏名等と対応するようにしてください。

例：(1)012345678901

【⑦中途就・退職】

対象となる年中に就職または退職している場合は、「中途就・退職」の該当欄に○を付し、日付を必ず記入してください。

【⑧生年月日】

個人を特定する際に必要となりますので、必ず記入してください。

【その他の注意点】

■16歳未満の扶養親族について

16歳未満の扶養親族(年少扶養)の人数は、市民税・県民税の非課税の判定等に使用するため、記入もれがないよう注意してください。

■給与支払報告書提出の対象となる者について

パートやアルバイト・短期雇用といった就業形態、給与の
支払金額にかかわらず、従業員全員分の提出が必要です。

※記入誤りや、記入もれがある場合は、担当者へ確認させていただく場合があります。

高梁市 総務部税務課 市民税係
〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地
TEL:0866-21-0214